

水道 水道メーター検針を再開します 冬期料金をご確認ください

町建設水道課 水道係 ☎(255)2962

例年12月から4月の冬期間は検針をせず、定額で上下水道料金を納めていただいています。5月の検針再開に伴い差額分の精算を行います。

■検針業務にご協力
メーターボックスの上に自動車やものを置かないでいただき、犬を遠ざけてください。また、周囲の除雪にご協力をお願いします。

■冬期間の漏水があった場合
宅内外の蛇口をすべて閉めてもメーターが回っている場合には、漏水の可能性がります。町指定水道工事店で至急修理してください。

■上下水道料金冬期精算通知書
5月のメーター検針後に、各ご家庭に送付します。届きましたら内容をご確認ください。

精算の結果、料金をいただきます。該当の場合には、当月以降の料金に充当させていただきますので、あらかじめご了承ください。

※精算通知書は請求書ではありませんので、ご注意ください。

上下水道料金 冬期精算通知書

役場 太郎 様

冬期間（12月～4月請求分）、概算でいただいていた上下水道料金を5月の検針にもとづいて精算した結果をお知らせします。

お客様番号	12345-1	管理番号	001-002-003
お客様名称	役場 太郎	役場	
設置場所	柏原仲町428-2	発行	
今期指針	220 m ³	冬期間	平成25年12月～平成26年4月
前指針	100 m ³	認定期間	平成25年12月～平成26年4月
科目	冬期間実使用量	認定使用量	差し引き使用量
水道	120 m ³	100 m ³	20 m ³
公共下水道	120 m ³	100 m ³	20 m ³
科目	冬期実料金	認定料金	差し引き料金
水道	15,480 円	12,900 円	2,580 円
公共下水道	20,400 円	17,000 円	3,400 円
	精算料金		5,980 円
	過納金		0 円

■項目の説明

項目	区分
冬期間実使用料	冬期間に実際に使った水量(12～5月分)
認定使用料	冬期間の料金算定に使用した水量(12～4月分)
差し引き使用料	実使用量と認定使用量の差
冬期間実料金	冬期間に実際に使用した水量の金額(12～5月分)
認定料金	冬期間認定使用量の金額(12～4月分)
差し引き料金	実料金と認定料金の差(5月精算額)
精算料金	5月の精算請求額(冬期使用料金の不足分)
過納金	冬期間に余計に頂いた金額

元気 皆さんの思いを形にするためのお手伝い 地域発 元気づくり支援金第2次募集

町総務課まちづくり企画係 ☎(255)5920

長野県では、地域の皆さんの企画を支援するため、「地域発 元気づくり支援金事業」の2次募集を実施します。

■対象事業
自らの知恵と工夫により、自主的・主体的に取り組む地域の元気を生み出す、モデル的で発展性のある事業(詳細はお問い合わせください)

■支援金交付額
◎ハード事業(道路・水路・建物等の建設や改修、1件10万円以上の備品取得など) ≧3分の2以内

◎ソフト事業 ≧4分の3以内(重点施策5分の4以内) 30万円以上

■対象団体：公共団体等(NPO法人・地域づくりを行うグループや協議会など)、市町村、広域連合、一部事務組合

■募集期間：5月30日(金)まで

■応募方法：詳しくは総務課まちづくり企画係にお問い合わせください

若者 若者の定住支援 若者への家賃補助制度を活用ください

町産業観光課癒しの森・企業誘致係 ☎(255)5925

町では若者の定住を目的とした空き家活用の賃貸住宅について、家賃補助を行っています。新規に希望される方は、お申し出ください。

■補助を受けるための条件
町に賃貸用の空き家として登録されている家(公営住宅は対象外)／月の家賃が3万円以上／主な所得者か世帯主が40歳以下／世帯合計収入額800万円以下／町に住所のある方

■補助の額
3万円を超えた部分で、単身者は1万円まで、その他の世帯は1万5千円まで5年間補助します。※現在補助を受けている方は、6月上旬に申請書を送付します。

料金 消費税率の引き上げに伴い 上下水道料金が変わります

町建設水道課 水道係 ☎(255)2962
町建設水道課 下水道係 ☎(255)3002

6月分として請求する上下水道料金から、消費税率8%を適用します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

消費税率が4月1日から8%に引き上げられました。町の上下水道料金につきましても、平成26年6月分として請求する料金から、新税率(8%)を適用します。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※消費税率のみの変更であり、上下水道料金本体の改定はございません。

※上下水道料金等の詳細については町ホームページでもご覧いただけます。

■水道料金の比較(1ヵ月あたり)
◎メーター口径13mmの場合

使用水量	新料金(消費税8%込)	旧料金(消費税5%込)	差額
0～8 m ³	970 円	940 円	30 円
10 m ³	1,250 円	1,210 円	40 円
20 m ³	2,650 円	2,580 円	70 円
30 m ³	4,050 円	3,940 円	110 円
40 m ³	5,460 円	5,310 円	150 円
50 m ³	6,860 円	6,670 円	190 円
60 m ³	8,380 円	8,140 円	240 円

■下水道使用料の比較(1ヵ月あたり)

使用水量	新料金(消費税8%込)	旧料金(消費税5%込)	差額
0～8 m ³	1,290 円	1,260 円	30 円
10 m ³	1,660 円	1,610 円	50 円
20 m ³	3,490 円	3,400 円	90 円
30 m ³	5,550 円	5,390 円	160 円
40 m ³	7,600 円	7,390 円	210 円
50 m ³	9,650 円	9,380 円	270 円
60 m ³	11,810 円	11,480 円	330 円

耐震 万が一の時に備えて 住宅の耐震診断・耐震補強補助制度

町建設水道課建設係 ☎(255)5922

町では無料で耐震診断を実施しています。まだ診断されていない方で「耐震診断を受診してみたい」と思われた方はお問合せください。

■対象建物：昭和56年5月31日以前(耐震基準改正前)に建築された家屋で、木造1～2階建ての住宅(但し車庫や物置は対象外)

■精密耐震診断：建物所有者からいただく建築時の資料や住宅の实地調査などを元にして、正確な耐震性能を診断します。(※耐震補強工事を原則実施することを前提に受診ください。)

なお、耐震補強工事が必要な場合には、補助金や固定資産税の優遇制度もあります。

■耐震補強工事補助金対象条件

- ①診断基準
町が派遣した耐震診断士による精密耐震診断で総合評点1.0未満と診断された住宅が、補強工事実施で0.7以上かつ工事実施前を上回ること
- ②所得
・給与所得者の方：1,442万円以下
・その他の方：1,200万円以下

■補助金額
工事費の1/2(上限60万円)

■申込方法：建設水道課建設係へご連絡ください。申込書を送付します。

所得 町県民税の納付方法により発行開始日が異なります 平成26年度の所得証明を発行します

町総務課 税務係 ☎(255)5921

平成26年度所得証明(平成25年中の所得内容の証明)は、町県民税の納付方法により発行開始日が異なりますのでご注意ください。

■町県民税が勤務先の事業所等で給与天引きされている方
◎開始日：5月9日(金)

■給与天引き以外の方法で町県民税を納めている方
◎開始日：6月10日(火)